

議案第 7 号

湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

農地利用最適化推進委員の報酬を農業委員会委員と同額とするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表農地利用最適化推進委員の項中「120,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月27日から施行する。

湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例新旧対照条文

現 行		改 正 後		備 考
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）		
区分	報酬額	区分	報酬額	
(略)	(略)	(略)	(略)	
農地利用 最適化推 進委員	年額 <u>120,000円</u>	農地利用 最適化推 進委員	年額 <u>240,000円</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
		附 則 この条例は、令和 7 年 4 月 27 日か ら施行する。		